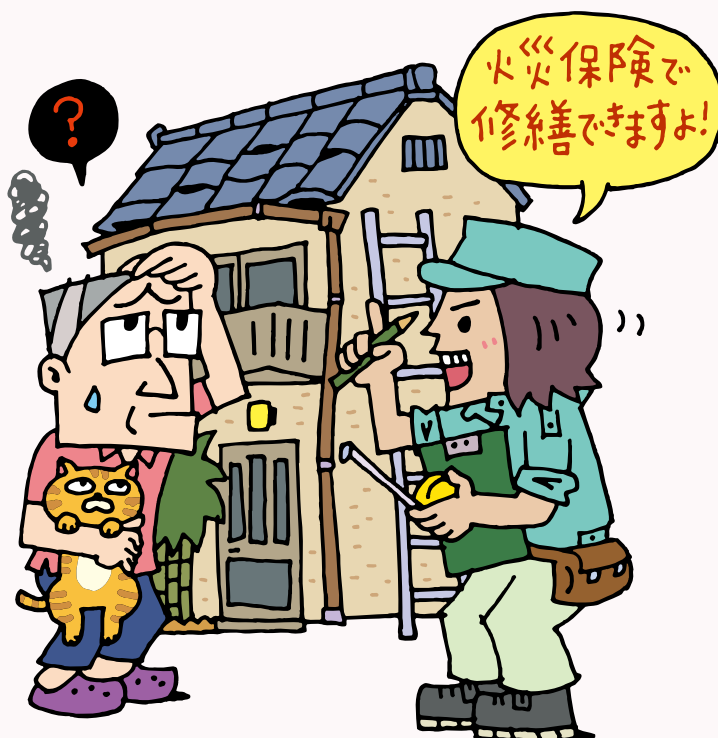


見守り 新鮮情報

第195号

訪問してきた業者に雨どいが壊れていることを指摘され「**火災保険の保険金**で屋根の**修繕ができる**。自己負担は一切ない」と勧誘された。点検の結果、50万円の見積書を渡され、保険会社に保険金を

を請求し、下りた金額で工事をするという契約をした。保険会社からは**8万円ほど**下りることになったが、よく考えると**50万円の見積もり**なのに8万円で工事ができるのは**おかしい**。
解約したい。
(70歳代 男性)



急増 保険金の利用を口実に 自宅の修理を勧誘

ひとこと助言



見守るくん

気をつけてね

- 「保険金を請求すれば自己負担なしで自宅が修理できる」などと勧誘する手口の相談が急増しています。
- 請求した保険金が支払われず、工事費が自己負担になったり、高額な解約料を請求されたりするケースもあります。安易に契約してはいけません。
- 契約してもクーリング・オフ等ができる場合があります。早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。